

水道法 水質基準項目

臭素酸、塩素酸、シアン化物イオンの測定

水道法の水質基準項目として定められている、各項目（臭素酸、塩素酸、シアン化物イオン及び塩化シアン）の測定を行っています。

試験の概要

臭素酸、塩素酸、シアン化物イオン及び塩化シアンは、水道法の水質基準項目として定められている物質であり、その濃度や存在の有無を精確に測定し適切に評価する必要があります。CERIでは、水道水だけでなく、製品及び製品からの溶出液、環境に放出される排水、湖沼や海、河川などの環境水など様々な試料に含まれるこれらの物質について測定をお受けしています。

測定方法

- ・イオンクロマトグラフィーポストカラム吸光光度法（臭素酸、シアン化物イオン及び塩化シアン）
- ・イオンクロマトグラフ法（塩素酸）

公定法対応



イオンクロマトグラフ

使用する装置 ポストカラム反応槽付イオンクロマトグラフ

ひとつめのcan

水質基準値の
10分の1まで定量できます

特徴

まかせて安心！

みつつめのcan

陰イオンや金属等、他の基準
項目の測定にも対応できます

ふたつめのcan

測定結果に対する
不確かさを評価できます

4つのcan

よっつめのcan

精確な測定技術により、信頼性
の高いデータを報告できます



一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

東京事業所 化学標準部

〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番地 TEL:0480(37)2601 FAX:0480(37)2521

E-mail csd@ceri.jp URL <http://www.cerij.or.jp>

※お問合せの際は、右上記載のリーフレット番号をお伝えください。

2015.02